

2025年度 安全・衛生活動方針

安全はすべてに優先する の理念のもと、全社一丸となって災害・事故の根絶に取り組むとともに、心と体の健康づくりと保持増進に努める。



重点実施事項

※重点実施事項における「従業員」とは、協力会社の従業員を含む。

◆ 安全最優先の意識と役割・責任の自覚

- 従業員は、自らが果たすべき役割と責任を自覚して、「危険を感じた場合」や「安全確保の確認が十分でない場合」には「迷わず作業を止める」といった安全最優先の判断を従業員全員が徹底して実践する。
- 当社管理者は、グループ企業、協力会社に対してもあらゆる機会を捉え、安全最優先の意識と役割・責任について指導・教育・支援する。

◆ 法令、基準・ルールの理解と遵守

- 管理者は、各種会議等において、労働安全衛生法等の法令、社内の基準・ルールや災害・事故の要因と再発防止対策を従業員に教育し、十分理解させ遵守することを徹底する。

◆ RKY活動の確実な実践と不安全行動の排除

- 現場代理人、作業計画担当者は、作業計画時にリスクアセスメントによるリスク低減対策を検討し実施する。
- 現場代理人、現場責任者、作業者は、現場作業の着手前のKY活動は、現場のリスク要因を具体的に3項目以上抽出し、具体的なリスク低減対策を立て実践する。
- 従業員は、「一声かけ」を実践し、不安全行動は見逃さず勇気をもって指摘し排除する。

◆ 職場環境の整備と作業に適した保護具・防具・機械工具の適正使用

- 従業員は、事業場、現場事務所、作業現場および車両の5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）を実践し、職場環境を整備する。
- 現場代理人、現場責任者は、作業に適した保護具・防具・機械工具の準備と使用前点検を作業者に実施させ、正常な動作を確認し使用させる。

◆ 安全運転の徹底

- 運転者は、ハンドルを握る責任の重大さを認識して、交通ルールと交通マナーを遵守する。
- 運転者は、乗車前に周囲の安全確認を確實に行い、運転中は安全運転に極めて有効である「呼称運転」、安全運転の基本である「かもしれない運転」を確実に実践する。
- 管理者は、「呼称運転」の定着のため、朝礼時のミーティングで運転者に「呼称項目」を復唱させる。

◆ 心と体の健康確保

- 従業員は、健康診断やストレスチェック等により、心と体の健康状態を把握し、健康の保持増進、疾病予防と健康障害の早期発見・早期治療に努める。
- また、職場内でのコミュニケーションを活発に行い、活き活きとした明るい職場づくりを目指す。